

質 疑 回 答 書

件 名 : 読谷村立小学校整備に係る基本計画策定並びに民間活力導入可能性調査業務
 日 時 : 令和7年12月19日(金)
 回 答 者 : 読谷村教育委員会 教育総務課 施設係

No.	質 疑 内 容	回 答
1	【参加資格について】 本件について、JV(共同企業体)での参加は可能でしょうか。	2社JV(共同企業体)での参加は可能とします。その場合、参加要件は共同企業体のうち1社以上が満たしていることとしますが、参加資格申込書(様式第2号)は代表企業となる企業名とし、「※共同企業体での参加」と追記すること。会社概要や履行実績等の書類は企業ごとで提出してください。提案書関係書類については「代表企業」と「構成企業」を連名で記載し、実績や実施体制等は企業ごとに確認できるよう提出してください。JVで参加する場合は、別添の共同体協定書に必要事項を記入のうえ、参加資格申込書と併せて提出してください。 なお、提出期限までに押印が間に合わない場合は、押印のない書類をもって仮提出とし、後日速やかに押印済みの書類を提出してください。(郵送可)
2	【参加資格について】 実施要領第2.1.参加資格要件(6)および(7)の解釈は以下で相違ないかご教示ください。 - (6) 過去3年の発注で、R6年度末までにア及びイの業務を完了した実績を有すること。 - (7) ①または②であること。また共通して③であること。 ① ア、イの両方の業務に従事した実績をもつ単一の管理技術者がいること。 ② ア、イの各々の業務に従事した実績をもつ複数の管理技術者がいること。 ③ 管理技術者は3か月以上の恒常的な雇用関係がある技術士(総監又は建設部門)であること。	お見込みのとおりです。
3	【提案書の様式等について】 実施要領第2.4.(5)①の「A3判の利用は可」については、A3判1枚はA4判2枚分としてカウントする理解でよろしいでしょうか。	A3判1枚はA4判2枚分としてカウントします。 A3判を使用する場合はA3判1枚、A4判1枚の計2枚をお願いします。
4	【提案書の様式等について】 小学校整備基本計画企画提案書(様式第8号)、民間活力導入可能性調査企画提案書(様式第9号)において、それぞれ提案についての特定テーマ、記載すべき事項及び記載してはいけない事項はありますでしょうか。	特に定めている事項はありません。
5	【提案書の様式等について】 企画提案書(様式第8号、様式第9号)に記載する文字、または図表で使用する文字、について文字ポイント数の制限はありますでしょうか	特に制限はありません。
6	【提案書の様式等について】 企画提案書(様式第8号、様式第9号)で完成イメージの建築パースを掲載することを制限する場合が他自治体ではよく見受けられますが、本件での建築パース掲載の扱いについてご教示ください。	建築パースの作成までは求めていません。
7	【業務期間について】 仕様書及び実施要領に記載された業務期間について、『※ただし、業務期間については契約締結日から1年を目途に調整可とする。』と記載されていますが、提案書の提出書類である「実施計画書(様式第7号)」は、契約締結日から1年を目途に業務を進める前提で記載することでよいでしょうか。	業務期間もご提案いただき、審査を行います。業務期間の確定は受託候補者との協議で決定する予定です。
8	【業務内容について】 仕様書の「6. 業務内容 6.3 民間活力導入可能性調査(対象施設①、②、③)」において、『(4)施設配置計画の検討総合評価の実施』と記載されていますが、これは「(4)総合評価の実施」と読み替えることでよいでしょうか。	「(4)施設配置計画の検討総合評価の実施」を(4)施設配置計画の総合評価の実施に修正します。

No.	質 疑 内 容	回 答
9	【参加申込書提出時の提出書類について】 実施要領の「第2.3.参加申込書提出(1)提出書類」において、『③本業務と同等程度の履行実績が分かる書類(事業実績表及び契約書(履行期間、契約金額、契約者の押印等が確認できるページ)の写し等)』と記載されていますが、ここで記載されている事業実績表は、提案書の提出書類のうちの③受注実績書(様式第5号)を使用することでよいでしょうか。	受注実績書(様式第5号)または任意様式のどちらでも構いません。
10	【提出書類の上限枚数について】 実施要領の「第2.4.提案書の提出(5)その他」において、『①提出書類は、A4判縦の左綴じ2穴ファイル綴で横書きとし、各3枚以内とすること。』と記載されていますが、これは提出書類のうちの②事業者概要書(様式第4号)、③受注実績書(様式第5号)、④実施体制書(様式第6号)、⑤実施計画書(様式第7号)についても適用されると考えてよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
11	【提出書類の上限枚数について】 実施要領の「第2.4.提案書の提出(5)その他」において、『①提出書類は、～(中略)。資料の作成上、A3判を利用した方が確認しやすい場合は、A3判の利用は可。』と記載されていますが、A3判を利用する場合は、A3判1枚がA4判2枚分の枚数になるものとして、枚数制限を満たす必要があると考えてよいでしょうか。	No.3をご参照ください。
12	【受注実績書(様式第5号)について】 提案書の提出書類である「受注実績書(様式第5号)」について、記載する実績の件数に上限はあるでしょうか。	件数の上限はありません。
13	【実施体制書(様式第6号)について】 提案書の提出書類である「実施体制書(様式第6号)」における区分について、「統括担当者」は仕様書における「管理技術者」を指し、「主要担当者」は仕様書における「担当技術者」を指すと考えてよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
14	【プレゼンテーション時の資料投影について】 実施要領「6.プレゼンテーション」について、「パソコンを使用する場合は、事前連絡の上、提案者が準備すること」と記載されていますが、提案書の内容をパワーポイントで投影することが可能という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
15	【プレゼンテーション時の使用機材について】 実施要領「6.プレゼンテーション」について、「パソコンを使用する場合は、事前連絡の上、提案者が準備すること」と記載されていますが、HDMIケーブル、プロジェクター(もしくはディスプレイ)は貴村にて準備いただけるという理解でよろしいでしょうか。	電源(延長コード等)、HDMIケーブル、プロジェクター、スクリーンは村で準備します。
16	【参加資格要件について】 本件プロポーザルへの参加にあたって、参加資格要件を確認したところ、読谷村さんへの入札参加資格登録(いわゆる指名願)のようなものは不要と読み取れますか、いかがでしょうか。	お見込みのとおりです。
17	【実施要領について】 第2.1. 参加資格要件について、本業務はJVでの応募は可能でしょうか? 可能である場合、参加資格要件の(6)(7)はJVを構成する企業のうち1社以上が満たしていれば参加資格要件を満足するでしょうか。	No.1をご参照ください。
18	【仕様書について】 6.2(3)必要諸室及び施設規模の検討について、将来人口予測の元となる推計値は読谷村様から資料提示していただけるとの理解でよろしいでしょうか。	村ホームページにて「第2期読谷村ゆたさむら推進計画(読谷村まち・ひと・しごと創生総合戦略)」(https://www.vill.yomitan.okinawa.jp/soshiki/kikaku_seisaku/g_yomu/seisaku_keikaku/825.html)が掲載されていますので、ご参照ください。 その他必要な資料等は、事前連絡のうえ、村教育委員会教育総務課で閲覧、コピーは可能です。契約後は委託業者へデータを提供します。

No.	質 疑 内 容	回 答
19	【仕様書について】 6.2(4)施設配置計画の検討について、いずれの施設も新たな敷地で計画するのではなく現在の学校敷地における施設整備を想定すればよろしいでしょうか。	現在の学校敷地内での整備を基本としますが、渡慶次小学校は敷地が狭い等の課題もあることから、施設規模や配置等によっては将来移転の可能性もあり、検討結果は用地選定の資料として活用したいと考えています。
20	【仕様書について】 6.2(4),(5)において、成果物としてパースは想定されているでしょうか。想定されている場合、アングル、枚数について想定があればご教示ください。	建築パースの作成までは求めていません。
21	【仕様書について】 6.3(2)民間事業者へのサウンディング調査実施について、サウンディング調査対象となる事業者数の上限・下限で想定されているものがあればご教示ください。	具体的な事業者数の限定はしていませんが、施設整備や維持管理等に関係する読谷村内の事業者には、優先的に説明会及び学習会を実施すること。
22	【仕様書について】 本業務にて民間活力導入可能性があると判断された場合、その後事業者選定支援(アドバイザリー)業務は続けて行う予定でしょうか。	民間活力導入可能性があると判断された場合においても、事業化は府内での方針決定をもって進めることになります。
23	【契約期間について】 実施要領 の「6. 委託業務期間」には、令和8年3月31日まで(予定)とあるものの、「※ただし、業務期間については契約締結日から1年を目途に調整可とする。」という記載があります。業務内容としては2か月で完了するには短いと考えますが、実質的には令和9年2月頃まで期間延長できると考えて宜しいでしょうか。また、延長可否の条件等はござりますでしょうか。体制構築において重要な判断材料となるためご教示頂けると幸いです。	No.7をご参照ください。
24	【委託業務期間について】 1年を目途にとありますが、仮にR7年2月10日にした場合、R9年2月9日まで調整可能という理解でよいでしょうか。	No.7をご参照ください。
25	【事業者概要書(様式第4号)】 業務を遂行する上で特記事項に実施方針等とありますが、実施体制書(様式第6号)の体制図とも関連するため、様式第6号に記入することで問題ないでしょうか。	両方の様式にご記入ください。
26	【実施体制書(様式第6号)】 専任・兼任区分について、本業務に専任または兼任する担当者という意味でしょうか。または左記に記入する役割に専任または兼任するという意味でしょうか。	実施体制書(様式第6号)にある役割に対しての専任または兼任です。
27	【実施計画書(様式第7号)】 A3判で作成しても問題ないでしょうか。また、表形式ではなく、工程表で各作業の関連がわかるものでも問題ないでしょうか。	実施計画書(様式第7号)の内容と合致するのであれば、A3判、工程表で作成しても問題ありません。
28	【企画提案書(様式第8号及び様式第9号)】 A3判にした場合の提案書枚数の考え方をご教示ください。A4判と同じで3枚以内という理解でよかったです。	No.3をご参照ください。
29	【プレゼンテーションについて】 プレゼンテーションにおいて、提案書の概要版をパワーポイント作成して発表することで問題ないでしょうか。	問題ありません。
30	【プレゼンテーションについて】 出席者が3名以内とありますが、本業務は基本計画とPFI導入可能性調査の2つの業務ですので、各業務2名の計4名にして頂けないでしょうか。	実施要領のとおり、3名以内とします。 入替えは不可とします。
31	【実績について】 実績に「学校施設の新築又は増改築に関する基本計画策定業務」とありますが、学校施設の再編計画策定業務において、新築の学校施設の基本計画を策定した業務内容は実績として考えて問題ないでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	質 疑 内 容	回 答
32	【類似業務について】 類似業務の定義を具体的にご教示ください。	基本計画策定においては、学校または公共施設の計画段階の検討(規模・機能・配置・事業費)を行っているか。 民間活力導入可能性調査においては、民間導入の「可否・方式・事業性」を検討し、市場調査の実績があるか。 以上のことことが考えられますので、類似業務として事業概要が確認できる書類の提出をお願いします。
33	【技術者要件について】 担当技術者は「技術士(建設部門:都市及び地方計画)かつ一級建築士を保有している者」もしくは「過去5年間にPFI導入可能性調査と学校施設基本計画の両方、もしくは類似業務の経験がある者」のいずれかを有する1名以上配置すればよいということでしょうか。	お見込みのとおりです。
34	【技術者要件について】 担当技術者は「技術士(建設部門:都市及び地方計画)かつ一級建築士を保有している者」とありますが、技術士(建設部門:都市及び地方計画)1名、一級建築士1名を配置する体制でもよいでしょうか。	問題ありません。
35	【(別紙1)評価基準について】 (様式第5号)受注実績書の実績の記入欄が3件ですが、3件同種実績があれば学校施設等の業務受注実績評価で満点の15点と評価されるという理解でよいでしょうか。	件数ではなく、審査委員会の委員が評価基準の観点に沿った内容になっているか総合的に審査を行います。
36	【仕様書】 4.対象施設の施設台帳、もしくは施設棟別の面積、築年数、構造、配置、平面等が確認できるデータを提供いただくことは可能でしょうか。	提案書類提出までの期間は事前連絡のうえ、村教育委員会教育総務課で閲覧、コピーは可能です。契約後は委託業者へデータを提供します。
37	【仕様書】 4.対象施設にて実施されている耐震診断報告書のデータを提供いただることは可能でしょうか。	No.36をご参照ください。
38	【参加要件について】 共同企業体(JV)での応募は可能でしょうか。	No.1をご参照ください。
39	【参加要件について】 共同企業体(JV)での応募が可能な場合、実施要領P2、第2プロポーザルに係る事項、1.参加資格要件については、代表企業のみが満たせばよろしいでしょうか。	No.1をご参照ください。
40	【参加要件、様式について】 共同企業体(JV)での応募が可能な場合、受注実績書(様式第5号)は、どのように記載すればよろしいでしょうか。	No.1をご参照ください。
41	【実施体制書(様式第6号)】 実施体制書(様式第6号)の表を作り替えて、提案することは可能でしょうか。また、頁数が複数枚となつてもよろしいでしょうか。	内容が合致するのであれば、表を作り替えることは可とします。枚数は3枚以内となります。
42	【実施計画書(様式第7号)】 審査要領の(別表1)評価基準の観点で示される作業内容と業務フロー整理は、(様式第7号)実施計画書の中で整理するという理解でよかったですでしょうか?その場合、様式の表を作り替えて、提案することは可能でしょうか。また、頁数が複数枚となつてもよろしいでしょうか。	No.41をご参照ください。
43	【受注実績書(様式第5号)】 (様式第5号)受注実績書へ記載した業務内容が確認できる書類は、テクリスの写しでもよろしいでしょうか。	テクリスの写しで業務内容が確認できれば可としますが、提案書類も審査に含みますので(様式第5号)受注実績書に記載のある内容が確認できる書類が望ましいです。

No.	質 疑 内 容	回 答
44	【プレゼンテーションについて】 実施要領P3 プrezentation当日に新たな資料の追加は認めない。とありますが、提案書記載内容をパワーポイントで投影できるように、構成し直すことは可能でしょうか。	提案書記載内容と齟齬がないこと。
45	【受注実績について】 受注実績書に記載する業務は現在履行中のものも含めて良いでしょうか。	令和6年度完了までとします。